評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1 日現在

政策所管部局	大臣官房訟務部門
名　　称	国の利害に関係のある争訟の処理 （基本目標：国の債権（租税債権を含む。）又は債務に関する争訟を適正に処理する。） （達成目標：国が有する債権を適正に確保する。）
評価の概要	訟務組織が処理した訴訟のうち，国の債権に関する訴訟(国が債権者として債務者である国民等に対し，金銭の支払を求めた事件)で，平成１４年度中に言渡しがあり確定した判決についての認容額率(国の債権の判決による認容額／請求額)を算出し評価したところ，平成１４年度においては，認容額率が９１．７パーセントであり，前年度に比べると７．７ポイント低くなった。事案が異なることから単純な比較はできないが，国の債権は，判決によりおおむね確保されたと評価できる。
評価結果に基づく措置状況	**1．これまでに講じた措置の内容及び時期** **(1) 法令の立案制定･改廃の措置を講じたもの**　該当なし **(2) 予算措置を講じたもの**　該当なし **(3) その他** **①取組を行った時期**：　通年 **②具体的内容** 引き続き，各事件の処理に当たって，十全な事実関係の把握のための調査や打合せなどを行うとともに，判例や学説を調査・研究するなどして，裁判所の理解が得られるよう，主張・立証に努める。 **2．今後の予定** **(1) 法令の立案制定･改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容･取組予定時期)** 該当なし **(2) その他(具体的内容･取組予定時期)** 引き続き１のとおりの取組を行っていく。 **3．その他** 該当なし
備　　考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1 日現在

政策所管部局	大臣官房訟務部門
名　　称	国の利害に関係のある争訟の処理 （基本目標：国の債権（租税債権を含む。）又は債務に関する争訟を適正に処理する。） （達成目標：国民の共有財産を適正に回復(確保)する。）
評価の概要	訟務組織が処理した訴訟のうち，国民共通の財産に係る訴訟で，平成１４年度中に言渡しがあった判決についての認容率(国民共通の財産を回復(確保)した判決の数／国民共通の財産に係る訴訟の数)を算出し評価したところ，平成１４年度においては，認容率が９１．６パーセントであり，前年度と比べると２．２ポイント低くなった。事案が異なることから単純な比較はできないが，国民の共通財産は，判決によりおおむね回復(確保)されたと評価できる。
評価結果に基づく措置状況	**1．これまでに講じた措置の内容及び時期** **(1) 法令の立案制定･改廃の措置を講じたもの**　該当なし **(2) 予算措置を講じたもの**　該当なし **(3) その他** **①取組を行った時期**：　通年 **②具体的内容** 引き続き，各事件の処理に当たって，十全な事実関係の把握のための調査や打合せなどを行うとともに，判例や学説を調査・研究するなどして，裁判所の理解が得られるよう，主張・立証に努める。 **2．今後の予定** **(1) 法令の立案制定･改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容･取組予定時期)** 該当なし **(2) その他(具体的内容･取組予定時期)** 引き続き１のとおりの取組を行っていく。 **3．その他** 該当なし
備　　考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1 日現在

政策所管部局	大臣官房訟務部門
名　　称	国の利害に関係のある争訟の処理 （基本目標：国の債権（租税債権を含む。）又は債務に関する争訟を適正に処理する。） （達成目標：国の債務を適正額に縮減する。）
評価の概要	訟務組織が処理した訴訟のうち，国の債務に関する訴訟(国の債務の適正な縮減を求めた事件)で，平成１４年度中に言渡しがあり確定した判決について縮減率(１－(国の債務の判決による認容額／国の債務に関する判決に係る訴えの請求額)を算出し評価したところ，平成１４年度においては，縮減率が９４．９パーセントであった。事案が異なることから単純な比較はできないが，前年度に比べると１０．４ポイント高くなり，国の債務に関する訴えによる請求額は，判決により，縮減されたと評価できる。
評価結果に基づく措置状況	**1．これまでに講じた措置の内容及び時期** **(1) 法令の立案制定･改廃の措置を講じたもの**　該当なし **(2) 予算措置を講じたもの**　該当なし **(3) その他** **①取組を行った時期**：　通年 **②具体的内容** 引き続き，各事件の処理に当たって，十全な事実関係の把握のための調査や打合せなどを行うとともに，判例や学説を調査・研究するなどして，裁判所の理解が得られるよう，主張・立証に努める。 **2．今後の予定** **(1) 法令の立案制定･改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容･取組予定時期)** 該当なし **(2) その他(具体的内容･取組予定時期)** 引き続き１のとおりの取組を行っていく。 **3．その他** 該当なし
備　　考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1 日現在

政策所管部局	大臣官房訟務部門
名　　称	国の利害に関係のある争訟の処理 （基本目標：争訟の処理を通じて行政権行使の適法性を確保する。） （達成目標：租税の賦課処分の適法性を確保する。）
評価の概要	訟務組織が処理した訴訟のうち，租税の賦課処分の取消しを求める訴訟で，平成１４年度中に言渡しがあった判決についての認容率（１－(租税の賦課処分取消判決の数／租税の賦課処分取消請求訴訟の数)）を算出し評価したところ，平成１４年度においては，認容率は９４．４パーセントであり，前年度に比べると０．９ポイント低くなった。事案が異なることから単純な比較はできないが，租税の賦課処分の適法性は判決によっておおむね確保されたと評価できる。
評価結果に基づく措置状況	**1．これまでに講じた措置の内容及び時期** **(1) 法令の立案制定･改廃の措置を講じたもの**　該当なし **(2) 予算措置を講じたもの**　該当なし **(3) その他** **①取組を行った時期**：　通年 **②具体的内容** 引き続き，各事件の処理に当たって，十全な事実関係の把握のための調査や打合せなどを行うとともに，判例や学説を調査・研究するなどして，裁判所の理解が得られるよう，主張・立証に努める。 **2．今後の予定** **(1) 法令の立案制定･改廃の措置を講じる予定のもの（具体的内容･取組予定時期）** 該当なし **(2) その他（具体的内容･取組予定時期）** 引き続き１のとおりの取組を行っていく。 **3．その他** 該当なし
備　　考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1 日現在

政策所管部局	大臣官房訟務部門
名　　称	国の利害に関係のある争訟の処理 （基本目標：争訟の処理を通じて行政権行使の適法性を確保する。） （達成目標：情報公開訴訟における開示（不開示）決定の適法性を確保する。）
評価の概要	訟務組織が処理した訴訟のうち，情報公開の開示（不開示）決定の取消しを求める訴訟で，平成１４年度中に言渡しがあった判決の認容率（１－（開示（不開示）決定処分取消判決の数／情報公開訴訟の数））を算出し評価したところ，平成１４年度においては，認容率は８５．７パーセントであった。前年度に比べると３５．７ポイント高くなったが，平成１３年度はいわゆる情報公開法が施行されて１年目で，判決はわずか２件であったことから，前年度との単純な比較はできないものの，情報公開訴訟における開示（不開示）決定の適法性は，判決によりおおむね確保されたと評価できる。
評価結果に基づく措置状況	**1．これまでに講じた措置の内容及び時期** **（1）法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの**　該当なし **（2）予算措置を講じたもの**　該当なし **（3）その他** **①取組を行った時期：**　通年 **②具体的内容** 引き続き，各事件の処理に当たって，十全な事実関係の把握のための調査や打合せなどを行うとともに，判例や学説を調査・研究するなどして，裁判所の理解が得られるよう，主張・立証に努める。 **2．今後の予定** **（1）法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの（具体的内容・取組予定時期）** 該当なし **（2）その他（具体的内容・取組予定時期）** 引き続き１のとおりの取組を行っていく。 **3．その他** 該当なし
備　　考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1 日現在

政策所管部局	大臣官房訟務部門
名　　称	国の利害に関係のある争訟の処理 （基本目標：訟務事務処理体制を充実強化する。） （達成目標：事件処理を迅速化する。）
評価の概要	訟務組織が処理した訴訟のうち，平成１４年度中に地裁で判決の言渡しがあった第一審の本訴事件の処理期間の平均値を算出し評価したところ，平成１４年度においては，処理期間の平均は８９７．０日となった。事案が異なることから単純に比較することはできないが，前年度に比べて数値上１３１．７日短くなった。
評価結果に基づく措置状況	**1．これまでに講じた措置の内容及び時期** **(1) 法令の立案制定･改廃の措置を講じたもの**　該当なし **(2) 予算措置を講じたもの**　該当なし **(3) その他** **①取組を行った時期**：　７月１６日（裁判の迅速化に関する法律の施行日）～ **②具体的内容** 迅速かつ適正な訴訟追行について，機会あるごとに職員に周知するとともに，各府省事務次官に対し，訴訟追行の迅速化への協力を求める通知を発出した。 機構・定員要求 **具体的内容** 迅速かつ適正な訟務事務処理を確保するため，平成１６年度の訟務組織定員に，新たに１６名の増員を要求している。 **2．今後の予定** **(1) 法令の立案制定･改廃の措置を講じる予定のもの（具体的内容･取組予定時期）** 該当なし **(2) その他（具体的内容･取組予定時期）** 引き続き事件処理の迅速化に努める。 **3．その他** 該当なし
備　　考	